

トレッドミル整備業務委託プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業名

トレッドミル整備業務委託

(2) 事業の目的

高知県競馬組合（以下「組合」という。）では、「強い馬づくり」の推進のため、競走馬のトレーニングに効果が見込めるトレッドミルを整備するための建物を設置した。

本件は、新たに設置した建物内に収めるトレッドミルについて、より効果の見込める機種選定をすることで、高知競馬場の競走馬の能力向上を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

別添「トレッドミル整備業務委託仕様書」に基づき、次のアからウまでの業務を行う。

ア トレッドミルの設置

(ア) トレッドミルの調達、整備

競走馬のトレーニングに、より効果の見込める機種を選定し、調達、整備する。

(イ) トレッドミルの使用、清掃、点検等のマニュアル作成

きゅう舎関係者が使用する際のマニュアルを作成すること、また、使用後の清掃、点検等のマニュアルを作成する。

(ウ) トレッドミル保守計画の作成

トレッドミルの修繕や消耗品の入替え等の10年間の保守計画及びランニングコストを算出する。

イ 電源の設置

電源設置に関する工事は、原則、受託者が行うものとし、トレッドミルへの電力の供給方法を検討し設置すること。

ただし、受託者が工事をできない場合は、電力の供給方法を検討し、電源の設置に係る費用を積算し、提案内容に記載をすること。

ウ 担当職員との協議、立会い等

必要に応じて組合の担当職員と協議、報告、立会いを行い、業務を進めること。

エ 納品・搬入・整備作業時間についての協議

トレッドミルの納品日は令和5年3月を予定しており、作業時間は原則として午前10時から午後5時までを見込む（開催日を除く）が、詳細の日程については、別途担当職員と協議の上、作業時間を決定すること。

(4) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

2 見積限度額

1機種あたり20,000,000円程度（消費税及び地方消費税額を含む）

※5機種を調達、設置した場合の総額は100,000,000円以内。

3 審査委員会の設置

別途定めるトレッドミル整備業務委託プロポーザル審査委員会設置要領に基づき、トレッドミル整備業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）

を設置する。

4 企画提案者の決定方法 公募型

5 企画提案者の募集

企画提案者（以下「参加者」という。）の募集は、別途トレッドミル整備業務委託プロポーザル募集要領に基づいて実施する。

6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正な審査を行い、企画提案書の中から設置する機種を選定する。選定された機種の企画提案書を提出した参加者を随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）とする。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と組合は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進むが、7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、他の企画提案書で選定された者と、改めて組合が交渉を行うこととなる。

7 資格要件

(1) 単独企業による参加

単独企業による参加者の資格要件は次のアからカまでのとおりとする。

- ア 過去10年（平成23年4月1日から本件公告の前日まで）の間に供用を開始、整備した実績を有すること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 参加申込時点で、高知県物品購入等関係指名停止要領又はその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- エ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- オ 本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- カ 本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 共同企業体による参加

共同企業体による参加者の資格要件は次のアからキまでのとおりとする。

- ア 共同企業体の各構成員が(1)のイからカまでの要件の全てを満たし、共同企業体の各構成員のうち1者以上が(1)のアの要件を満たすこと。
- イ 構成員間で、高知県建設工事共同企業体取扱要領（平成16年4月28日付け16高建管第67号土木部長通知）別記様式に準じた共同企業体協定書を締結していること。
- ウ 共同企業体の構成員の数は、原則として2者又は3者とする。この場合において、共同企業体の構成員のうち1者（共同企業体の構成員の数が3者で

ある場合にあつては、2者)は県内企業とすること。

エ 共同企業体の構成員の中で最大の施工能力、施工実績等を有する者を代表構成員として選任すること。この場合において、共同企業体に対し高知県競馬組合管理者が行う行為は、すべて当該共同企業体の代表構成員を相手方とすること。

オ 出資割合は、各構成員が共同企業体として施工する工事に関与する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものとし、このうち代表構成員の出資比率は、構成員中最大又は同等とすること。また、構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次の(ア)及び(イ)に掲げる共同企業体の構成員数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合以上とすること。

(ア) 2者 30%

(イ) 3者 20%

カ 各構成員は、連帯してその責任を負うこと。

キ 各構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となること又は単独での参加はできないこと。

8 現地説明会

トレッドミルを設置する建物など、現地の状況を見学したい場合は、別紙1により下記の担当者まで申し込みすること。

担当者

高知県競馬組合事務局総務企画課 経理班長 中岡 祐人

住所：〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地

電話：088-841-5123

電子メール：y.nakaoka@keiba.or.jp

9 質疑と回答

質疑は、令和4年8月4日(木)17時までに別紙2により郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)又は電子メール(送信先アドレス：y.nakaoka@keiba.or.jp)で受け付けます。電子メールによる場合は、必ず電話(088-841-5123)により着信を確認すること。質疑と回答の内容は、随時、高知競馬公式ホームページ(<http://www.keiba.or.jp/>)に掲載する。

10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、プロポーザル参加申込書(別紙3)及び法人概要書(別紙4)に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付ける。申込みに当たって必要な提出書類、提出期限等、資格要件の確認及び資格要件が満たなかった者に対する理由説明は、次の(1)から(4)までのとおりとする。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書(別紙3)

イ 法人概要書(別紙4)(共同企業体による参加の場合にあつては、構成員全員分)

ウ 法人の納税証明書(共同企業体による参加の場合にあつては、構成員全員分)

エ 法人の消費税及び地方消費税の納税証明書(共同企業体による参加の場合にあつては、構成員全員分)

オ トレッドミルの整備実績(任意様式。契約の相手方及び契約金額を記載すること。)

カ 共同企業体による参加の場合にあつては、7の(2)のイに規定する共同企業体

協定書

(2) 提出期限等

ア 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和4年7月21日(木)17時（必着）

ウ 提出先

〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地

高知県競馬組合事務局総務企画課

担当者 経理班長 中岡 祐人

電話 088-841-5123

(3) 資格要件の確認

提出先の事務局総務企画課において、提出のあった参加申込書及び関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和4年7月25日(月)までに申込者へ電子メールにて通知する。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により管理者に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができる。

イ 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

11 企画提案書の作成

別途定めるトレッドミル整備業務委託プロポーザルに関する企画提案書作成要領のとおり。

12 審査

別途定めるトレッドミル整備業務委託プロポーザル審査要領のとおり。

13 審査結果

審査結果は、令和4年8月22日(月)に、全ての参加者に文書で通知する。なお、審査結果は開示請求があった場合には開示の対象となる。

14 日程

日程	内容
令和4年7月11日(月)	募集要領の公示
令和4年7月21日(木)	参加申込書提出締切
令和4年7月25日(月)	参加資格要件確認通知
令和4年8月4日(木)	質疑書提出締切
令和4年8月5日(金)	質疑に対する回答締切
令和4年8月12日(金)	企画提案書提出締切
令和4年8月中旬	審査委員会（プレゼンテーション）
令和4年8月22日(月)	審査結果通知
令和4年8月下旬	契約締結
令和4年8月下旬	着工
令和5年3月31日(金)	検査、引渡し

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写する（組合内及び審査委員会での使用に限る。）。
- (3) 提出された企画提案書は、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項第3号の規定を参考に非開示とすることから、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙5により提出すること。ただし、開示・非開示の判断は別紙5に基づき行うものではなく、別紙5を参考に同条例を参考に組合が客観的に判断するものとする。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはない。

16 お問合せ先

高知県競馬組合事務局総務企画課 経理班長 中岡 祐人
 住所：〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地
 電話：088-841-5123
 電子メール：y.nakaoka@keiba.or.jp

17 その他

- (1) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の組合との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 次のアからウまでに該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、組合職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

現地見学申込書

令和 年 月 日

高知県競馬組合事務局総務企画課 経理班長 中岡 あて
電子メール y.nakaoka@keiba.or.jp

住 所
事 業 者 名
代表者職氏名

トレッドミル整備業務委託プロポーザルの現地見学を希望します。

出席人数 名

担当者連絡先

担当者所属	
担当者氏名	
住所	
電話番号	
電子メール	

トレッドミル整備業務委託プロポーザルに関する質疑書

令和 年 月 日

住 所
事業者名
ご担当者名
電話番号
電子メール

質疑内容

提出期限：令和4年8月4日(木)17時まで
提出先：高知県競馬組合事務局総務企画課 経理班長 中岡
住所：〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地
電話：088-841-5123
電子メール：y.nakaoka@keiba.or.jp

プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

高知県競馬組合管理者 伊藤 義彦 あて

住 所
事 業 者 名
代表者職氏名

印

トレッドミル整備業務委託プロポーザル募集要領に基づき、下記資料を添付の上、
トレッドミル整備業務委託プロポーザルに参加を申し込みます。

また、募集要領で定められた資格要件をすべて満たすことを誓約します。

担当者連絡先

担当者所属	
担当者氏名	
住所	
電話番号	
電子メール	

〈添付書類〉

- 1 別紙4「法人概要書」（共同企業体による参加の場合にあっては、構成員全員分）
- 2 法人の納税証明書（参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した、都道府県税について滞納がないことがわかる書類で、発行3か月以内のもの）（共同企業体による参加の場合にあっては、構成員全員分）
- 3 法人の消費税及び地方消費税の納税証明書（発行3か月以内のもの）（共同企業体による参加の場合にあっては、構成員全員分）
- 4 トレッドミルの整備実績（任意様式。契約の相手方及び契約金額を記載すること。）
- 5 共同企業体による参加の場合にあっては、共同企業体協定書

法人概要書

法人名		
住所	〒	
代表者 職・氏名		
従業員数等		
設立年月		
事業内容		
参加要件	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当	なし・ある
	高知県物品購入等関係指名停止要領又はその他地方公共団体及び行政機関の定める指名停止要領に基づく指名停止中	なし・ある
	高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けた者又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当	なし・ある

令和 年 月 日

高知県競馬組合管理者 伊藤 義彦 あて

住 所
事 業 者 名
代表者職氏名

印

開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類（書類の頁・箇所等）	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。